

消費者団体訴訟制度の地方行政からの見え方

2020年に、理事として初めて消費者機構日本の理事会に出席しました。差止請求関係及び被害回復関係の各事案の状況・取組方針説明と、そのとき交わされた理事の皆様との熱のこもった高度な議論を拝聴し、改めて自らの不明を恥じることになりました。

私は、横浜市職員としての現役の頃、責任ある立場での区役所勤務経験がありません。横浜市には、条例で定めた「消費生活推進員」という制度があり、区役所にも担当する部署はありましたが、地域に「推進員」の推薦依頼を行い、委嘱し、活動は「推進員」組織が自主的に行うという程度の認識でした。横浜市では、市が委託（正確には、地方自治法に基づく指定管理者制度）した団体が「横浜市消費生活総合センター」という条例設置の施設を運営し、消費者相談・消費者啓発業務を行うという仕組みでしたので、区役所は、その分野には関知しておりません。また、消費者被害救済のための団体訴訟制度については、区長として詳しく知る必要はなかったような気がいたします。区長会、副区長会でも当時話題になった記憶はありません。

次に、市職員定年後、先に述べた「横浜市消費生活総合センター」の運営（指定管理者制度）を任されている公益財団法人横浜市消費者協会（所謂「市の外郭団体」）の責任者を務めることになりました。こちらのセンターは、日常的に全国有数の消費者相談を受けているところですので、消費者相談の動向、相談員補充課題などの諸問題には大いに触発もされ、勉強になりましたが、財団在職中は、適格消費者団体との連携について話題になることはありませんでした。

横浜市は、「革新市政のリーダー」と称された故飛鳥田一雄市長のもとに、1965（昭和40）年4月に、各区に「消費生活対策協議会」を設置し、「消費生活モニター」制度を発足させた後、「消費生活リーダー養成講座」事業、「消費者テレホンサービス」事業などの様々な施策の展開を経て、1974（昭和49）年4月には各区に設置された区民相談室で「消費生活相談」を開始し、同年7月には、消費者団体代表で構成する「運営協議会」に運営委託された「横浜市消費者センター」（現在は、「横浜市消費生活総合センター」）の開設に至りました。このような、消費者に係る先駆的な様々な取組の歴史がある横浜市においても、団体訴訟制度が身近な存在として感じられなかったという実情は、改めて考えさせられるものがあります。なお、現在は、市のセンター所在地の近くに、地元適格消費者団体の事務所が移り、年1度ほどの情報交換も始まったと伺っていますので、これからの関係性や距離感は違ってくるものと期待しております。

地方自治体において、消費者相談・消費者啓発への理解や取組に依然として温度差があるように感じられます。団体訴訟制度についても同様な気がいたします。地域住民にとって身近な総合行政機関である地方自治体において、消費者問題に対する理解・政策が今一つと思われる実状について、改めて具体的な分析・評価を行うとともに、効果的な働きかけについて検討する必要があると存じます。（2026年5月）